

第 3 次岡山県消費生活基本計画に係る《重点施策》の取組状況

重点施策	※教育推進計画	主な施策	取組状況等
<p>消費者教育の推進</p> <p>県消費者教育推進計画(※)に基づき、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進</p>	<p>県消費生活センターを消費者教育の拠点として</p>	<p>消費者教育コーディネーターの配置 (H26～)</p>	<p>◎コーディネーターを中心に、実践的な消費者教育推進のために、関係分野が連携して取組<資料3・P2-3></p> <ul style="list-style-type: none"> *消費生活相談現場と消費者教育の連携 *消費者行政と学校教育・大学教育との連携
	<p>学校教育における消費者教育の推進</p>	<p>消費者教育教材の開発</p>	<p>◎消費者庁先駆的プログラムで教材を開発 (H27～29) <P4></p> <ul style="list-style-type: none"> *消費者教育教材研究会(消費者行政、学校教育、大学の関係者)を設置して取組を検討 *発達段階に応じて体系的に、実践的な教材を開発 <ul style="list-style-type: none"> ・「岡山県版消費者教材マップ」<P5>を策定して、幼・小・中高向けに7教材 ・アクティブラーニングの教材(紙芝居、電子紙芝居等) ・社会情勢(成年年齢引下げ・高度情報化等)に対応した身近なテーマ設定(オンラインゲーム、SNSなど) <ul style="list-style-type: none"> → 契約、法的リテラシー、ネットモラルなどの理解 *モデル授業を通じた教育現場での検証・意見把握 *開発プロセスへの大学生の参画(大学ゼミ、モデル授業) <p>◎今年度、完成した教材を県内全校園に配布予定</p> <p>→ ★関係分野と連携して、教材の効果的な活用を推進</p>
		<p>教員向け講座・研修</p>	<p>◎教員向け消費者教育講座(県消費生活センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> *今年度は、消費者教育セミナー(H29. 8. 23)を開催<P6> → 開発教材の教育現場での有効活用につなげる <p>◎県教育センター等での消費者教育研修へ講師派遣</p>
	<p>高齢者・障害のある人を中心とした消費者教育の推進</p>	<p>消費生活セミナーの実施 (H18～)</p>	<p>◎消費生活セミナーによる被害防止の身近な啓発<P8></p> <ul style="list-style-type: none"> *県内全域、幅広い対象(町内会、公民館、老人会、生徒・学生、職場等)で出前講座を実施(H28: 91回、6,663人) *ボランティア講師の養成・活用(個人20人、14団体) <ul style="list-style-type: none"> → 高齢者向けの講座で寸劇等による分かりやすい啓発
	<p>消費者教育教材の開発</p>	<p>◎知的障害者向け消費者教育教材の作成(H28) <別冊></p> <ul style="list-style-type: none"> *社会生活授業パック「毎日の生活で困ったとき どうすればいいかな?」 <p>※「消費者教育教材資料表彰2017」((公財)消費者教育支援センター主催)で優秀賞を受賞</p>	

重点施策	主な施策	取組状況等
<p style="text-align: center;">Ⅱ</p> <p style="text-align: center;">地域における 消費者問題解 決力の強化</p>	<p>市町村における 消費生活相談の 体制整備とレベ ルアップへの支 援</p>	<p>◎地方消費者行政推進交付金等を活用した体制整備の支援〈P9〉</p> <ul style="list-style-type: none"> *市町村での消費生活センターの設置 … 9市 *市町村での消費生活相談員の配置 … 14市町 *市町村へのP I O-N E Tの設置 … 16市町 <p>◎県消費生活センターで、各種の消費生活相談研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> *基礎研修・レベルアップ研修 ※今年度から、初任者研修・P I O-N E T研修を導入 ※今年度、市町村の消費生活相談窓口への巡回指導を実施
	<p>地域での見守り ネットワーク 構築への支援</p>	<p>◎地域での高齢者等の見守りネットワークの構築支援〈P10~13〉</p> <ul style="list-style-type: none"> *消費者安全確保地域協議会：改正消費者安全法(H28.4)に規定 ※高齢者福祉(地域包括ケアシステム)と連携した取組の促進 <p>〈県内の協議会設置状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市：五城学区安全・安心ネットワーク(H28.9.16) ・浅口市：浅口市高齢者虐待等防止協議会(H29.5.30) <p>◎市町村の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> *地域の見守り活動の人材養成〈P14〉 ○消費生活サポーター講座(H26~H28) ↓ 福祉関係者等を含めより実践的な講座として展開 ※見守り力アップ講座(H29~) *県消費生活センターに連携推進員を配置 *地域で見守り活動を試行的に行うモデル事業 <p>★市町村や福祉分野への取組の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> *消費者行政と高齢者福祉の双方への働きかけ *意欲のある市町村を重点的にサポート
<p style="text-align: center;">Ⅲ</p> <p style="text-align: center;">悪質な事業者 の監視・指導・ 取締りの強化</p>	<p>特定商取引法、 景品表示法、食 品表示法等に 基づく監視、指 導、処分等の 効果的な実施</p>	<p>◎改正特定商取引法(悪質事業者への対応強化)が12月施行〈P18〉</p> <p>◎岡山市・倉敷市に特例条例で移譲していた特定商取引法に係る処導 権限を、今年度から県に引上げ</p> <p>〈県の法執行体制の整備〉</p> <p>★今年度から、特商法・表示法の執行について複数職員のチーム体制 → 行政処分の他、行政指導等を含め、事案に応じて効果的な対応 等を検討</p> <p>※今年度、新たに関係事業者等向けに「景品表示法研修会」を開催</p>